岩手県告示第562号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和８年10月27日

岩手県知事　達　増　拓　也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
大石歯科医院	奥州市前沢字三日町60番地２	令和８年３月31日
一関病院訪問看護ステーションわかば	一関市大手町３番36号	〃
こころ訪問看護ステーション	奥州市水沢字川端18番地１	令和８年６月30日